

西いぶり広域連合広域計画

平成12年7月 策 定
(平成21年2月一部変更)

西いぶり広域連合

西いぶり広域連合広域計画

目次

1 広域計画見直しに当たっての経緯について	・・・・・・・・ 1 頁～2 頁
2 広域連合の事務と共同処理する市町について	・・・・・・・・ 3 頁
3 現状・課題と今後の方向性について	・・・・・・・・ 4 頁
4 広域計画の各項目について	
(1) ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。	・・・・・・・・ 5 頁～6 頁
(2) 最終処分場の設置、管理及び運営に関すること。	・・・・・・・・ 7 頁
(3) 都市公園の設置、管理及び運営に関すること。	・・・・・・・・ 8 頁
(4) リサイクルプラザの設置、管理及び運営に関すること。	・・・・・・・・ 9 頁
(5) 共同電算センターの設置、管理及び運営に関すること。	・・・・・・・・ 10 頁
(6) 広域行政の振興及び課題の調査研究並びに連絡調整に関すること。	・・・・・・・・ 11 頁

1 広域計画見直しに当たっての経緯について

西胆振地域は、恵まれた自然環境の中、各市町村の特性を活かしつつ連帯と協調のもとに均衡のとれた地域の発展を遂げてきました。

本地域における廃棄物処理の共同化については、国のダイオキシン類削減対策により、平成9年から検討をはじめ、平成12年3月8日に西いぶり廃棄物処理広域連合（以下この項目において「広域連合」という。）を北海道知事から許可を受け設立し、広域連携して環境負荷が少ない廃棄物広域処理施設の整備に着手したものであります。

この廃棄物広域処理施設は、平成15年4月1日から本格稼動し、以来、今日に至るまで西胆振地域（室蘭市・伊達市・豊浦町・虻田町・大滝村・洞爺村・壮瞥町）の7市町村の廃棄物処理を実施してきました。

更に、廃棄物広域処理施設で発生する余熱を活用する健康増進施設である「げんき館ペトル」並びに資源ごみの処理と環境学習を行う「リサイクルプラザ」についても、7市町村が連携する中で、平成15年12月から運営しています。

また、社会情勢がめまぐるしく変化する現在において、西胆振地域においても広域連合を組織する市町村において合併が実施され、平成18年3月27日までに、室蘭市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町の5市町に構成団体が変わったところがあります。

これらの合併の動きとは別に、広域連合の構成団体はより高度で多様化した行政運営が求められており、生活圏の拡大に伴う利便性の向上や地方分権・行政改革を推進する上で広域行政の必要性は高まり、合併とは違う広域行政体制の整備が重要な課題となってきたところがあります。

こうした背景の中で、広域連合の構成団体においては、西胆振地域における広域的課題についての調査研究を広域連合が実施することが適当であるとの結論に達したことから、広域連合の規約変更を平成17年6月の構成団体議会で議決し、広域連合として新たなステップを踏み出したところがあります。

この広域的課題の調査研究項目の中で、特に共同電算については、構成団体の外に登別市も参集した枠組みの中で一斉に基本調査を実施し、情報処理に関する現状分析と課題を整理し、費用対効果も含め基本的な考え方と方向性を示した基本計画が作成されたところがあります。

この基本調査をもとに、共同電算の本格実施に向け、参加団体が確定したことから、広域連合の事務に共同電算に係る事務を新たに追加する規約変更がなされたところがあります。

また、共同電算の枠組みには登別市も参加することを決定し、平成18年11月1日には、室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町の6市町に構成団体が変わったところであります。

更に、広域連合の名称も「西いぶり廃棄物処理広域連合」から「西いぶり広域連合」に改められたところであります。

以上のことから、この度、広域計画の見直しを全面的に行い、規約に定める広域連合の処理する事務について、経緯、現状と課題、今後の方向性を明記し、広域連合や関係市町が事務処理を行っていく指針を示すものであります。

更に、共同電算に係る事務の実施により広域連合の構成市町が西胆振圏域6市町となったことから、広域行政機能の効率化及び充実強化を図るため、構成市町を同じくする西胆振広域圏振興協議会が担っていた広域にわたる総合的な計画の策定や圏域の振興に係る連絡調整などの広域振興事務について広域連合で処理することとするよう規約を一部変更したことに伴い、広域計画についても当該事務を追加する見直しを行ったものであります。

○参考

広域計画とは、地方自治法第291条の7の規定に基づき、構成団体や広域連合が行う施策の指針を示すものであります。

構成団体の基本構想やその他諸計画との調和を図り、広域連合規約第5条に規定する項目について必要な事項を定めるものであります。

・・・西いぶり広域連合規約 第5条・・・

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。）には、次の項目を記載するものとする。

- (1) ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (2) 最終処分場の設置、管理及び運営に関すること。
- (3) 都市公園の設置、管理及び運営に関すること。
- (4) リサイクルプラザの設置、管理及び運営に関すること。
- (5) 共同電算センターの設置、管理及び運営に関すること。
- (6) 広域行政の振興及び課題の調査研究並びに連絡調整に関すること。

2 広域連合の事務と共同処理する市町について

広域連合の事務は、大きく分けて、設立当初の目的である廃棄物処理関連の事務と、新たな行政課題である共同電算関連の事務、西胆振広域圏振興協議会から移管した広域振興関連の事務があり、それぞれの事務の内容及び共同処理する市町については、下記のとおりです。

【広域連合の事務（廃棄物処理関連）】

- ① ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務
- ② 最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務
- ③ 都市公園（広域連合が所管するものに限る。）の設置、管理及び運営に関する事務
- ④ リサイクルプラザの設置、管理及び運営に関する事務

前記①から④までの事務を共同処理する市町は、
室蘭市、伊達市、豊浦町、壮瞥町及び洞爺湖町（2市3町）

【広域連合の事務（共同電算関連）】

共同電算センターの設置、管理及び運営に関する事務

前記の事務を共同処理する市町は、
室蘭市、登別市、伊達市及び壮瞥町（3市1町）

【広域連合の事務（広域振興関連）】

広域行政の振興及び課題の調査研究並びに連絡調整に関する事務

前記の事務を共同処理する市町は、
室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町及び洞爺湖町（3市3町）

3 現状・課題と今後の方向性について

【現状と課題】

広域連合制度は、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するために創設されました。本広域連合においても、廃棄物処理の共同処理による効率化・合理化により、構成団体の厳しい財政運営の中で、財政負担の軽減につながっています。

今後、構成団体では、地方分権と三位一体改革による地方交付税の見直しや国庫補助金の削減により、厳しい行財政運営を進めなければならない状況になってきました。

このような中、広域連合の運営にあっては、行財政運営の更なる効率化を図り、西胆振地域住民の福祉の一層の向上を図っていかねばなりません。

また、広域連合では新しい広域的な課題について調査研究を行っており、更に広域連合制度の趣旨を活かすべく、構成団体との連携強化が必要となります。

【今後の方向性】

広域連合は、広域連合及び構成団体の発展と住民福祉の向上を推進するため、次のように運営を行っていくとともに、各施策に積極的に取り組んでいきます。

- ① 広域連合の運営協議体制の更なる充実、構成団体や関係機関との連携の充実を目指します。
- ② 広域連合の事務及び負担割合について検証し、効率化・公平化を目指します。
- ③ 広域的連携課題についての調査研究を推進します。

4 広域計画の各項目について

(1) ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。

【経緯】

西胆振地域で発生するごみの処理については、それぞれの市町村で中間処理処分を行ってききましたが、平成14年12月1日からの国のダイオキシン類削減対策への対応から広域連携の必要性について協議を開始し、西いぶり廃棄物処理広域連合を立ち上げ、平成14年12月からの試運転を経て平成15年4月1日から本格稼動を開始し、現在に至っています。

【現状と課題】

ごみ処理（焼却）施設及び粗大ごみ処理施設は、次のとおりです。

施設名称	: 西胆振地域廃棄物広域処理施設（メルトタワー21）
所在地	: 北海道室蘭市石川町22番地2
計画ごみ処理量	: 年間63,400トン
処理能力	: 可燃ごみ 210トン/日（105トン/日×2基） 不燃・粗大ごみ 47.5トン/5時間
機種	: キルン式熱分解燃焼溶融炉 (熱分解温度約450℃ 燃焼溶融温度約1,300℃)
発電出力	: 約1,980KW
ダイオキシン類	: 停止レベル 0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下 監視強化レベル 0.07ng-TEQ/Nm ³ 以下
事業方式	: 公設民営方式
運転及び保守管理	: SPC 西胆振環境株式会社
委託期間	: 平成15年4月1日～平成33年7月1日
処理受付時間	: 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ とともに午前8:30～ 午後5:30 可燃ごみ: 通年 不燃・粗大ごみ: 月曜日から土曜日のみ
処理料金	: 100Kgまで500円（100Kgを越えるときは、その越える部分10Kgにつき50円を加えた額）

- ※ 本施設は、「可燃ごみ」と「不燃・粗大ごみ」の処理フローが別々であり、ごみ排出者や収集運搬業者等による適切な「ごみ分別」の履行や処理不適物の混入防止等の理解と協力を得て、効率かつ安定した稼動を目指しています。
- しかしながら、啓発・指導が十分でないことから分別状況が適切ではなく、分別の徹底が最大の課題となっています。

【今後の方向性】

・適正な管理運営

必要な保守点検等を行い、万全の公害防止対策と安定した処理能力が発揮できるように施設を適正に管理・運営します。また、構成団体の一般廃棄物処理計画などとの整合性のある処理体制の構築に努めます。

・情報の公開

焼却量やダイオキシン類濃度など、施策の推進に係る各種情報については、広く公開し、開かれた行政運営に努めます。

・関係機関との連携

施設設置に係る周辺地域との合意形成や環境保全対策については、施設所在地の室蘭市及び伊達市と協力して対応するなど、国、道、構成団体などの関係機関と連携し、施策を円滑に推進します。また、ごみの減量、リサイクルの推進など関係機関の施策にも積極的に協力します。

・分別の徹底

ごみ排出者や収集運搬業者等による適切な「ごみ分別」の履行や処理不適物の混入防止等の理解と協力を得るために、広域連合及び構成団体の広報紙の活用などにより周知に努めるとともに、排出事業所に対する分別の指導や施設内の抜打ち検査の実施などにより分別の徹底を図ります。

(2) 最終処分場の設置、管理及び運営に関すること。

【経緯】

西胆振地域の一般廃棄物最終処分場として、リサイクルや中間処理できない廃棄物を最終処分するための処分場として、平成15年4月に室蘭市から承継して現在に至っています。

【現状と課題】

最終処分場は、次のとおりです。

施設名称	: 西いぶり広域連合最終処分場
所在地	: 北海道室蘭市神代町126-1 外
総面積	: 140,892 m ²
埋立面積	: 78,000 m ²
埋立容量	: 1,300,000 m ³
埋立方式	: 層状埋立

【浸出水処理設備】

処理能力	: 100 m ³ /日
処理方式	: 生物処理（回転円板）＋凝集沈殿処理＋減菌処理
処理水質	: BOD 30 mg/l以下 SS 70 mg/l以下

※ 最終処分場については、現施設に変わる施設がないため、可能な限り長期にわたる運営の必要があります。

【今後の方向性】

・適正な管理運営

必要な保守点検等を行い、万全の公害防止対策ができるように施設を適正に管理・運営します。

・延命化及び環境保全

構成市町としての最終処分場の延命化及び環境保全のため、ごみの排出抑制、減量・資源化及び適正処理に努めます。

(3) 都市公園の設置、管理及び運営に関すること。

【経緯】

焼却施設から発生するごみの焼却余熱の有効活用及び地域住民への地域還元のため、さらに、都市における生活環境の改善、公害の防止及び災害に対する安全性の確保を図り、広域圏都市の健全な発達と住民の心身の健康保持増進に寄与することを目的として、都市計画公園の面積を約3.7Haとし、平成15年12月からげんき館ペトトル（余熱利用施設）を稼動させ、平成17年4月から多目的広場、遊歩道及び緑地の使用を開始し、現在に至っています。

【現状と課題】

げんき館ペトトル（余熱利用施設）は、次のとおりです。

所在地	: 室蘭市石川町20番地3(エコロパ西いぶり内)
開館時間	: 13:00~20:00(専用利用は10:00から可)
休館日	: 毎週水曜日(水曜日が休日の場合は土日祝日を除く次の開館日) 12月31日~1月5日
工事費	: 1,287,699千円
延床面積	: 3,305㎡
主な施設	: 温水プール、体育館、多目的室、スポーツ研修室、健康情報室

多目的広場は、次のとおりです。

工事費	: 41,349千円
面積	: 1,434㎡(人工芝)

※ 都市公園施設の利用については、設置場所の関係から利用者が固定化する傾向があるため、利用者拡大が課題となっています。

【今後の方向性】

・利用者拡大

施設の有効利用のため、構成市町及び指定管理者と連携して利用者拡大に努めます。

・適正な管理運営

必要な保守点検等を行い、万全の安全対策ができるように施設を適正に管理・運営します。

(4) リサイクルプラザの設置、管理及び運営に関すること。

【経緯】

リサイクルプラザは、工場エリアとプラザエリアで構成され、工場エリアは、容器包装リサイクル法に基づき家庭などから分別して出される空き缶・ガラスびん・ペットボトルの資源化を目的に選別・圧縮処理するため設置され、プラザエリアは、廃棄物の減量と資源の有効利用に関する体験学習を通じ、環境の保全についての理解と関心を深めるとともに、住民による積極的な環境保全活動及び環境学習の振興を図り、環境保全の意欲の増進及び資源循環型社会の形成に寄与することを目的として設置され、平成15年12月から稼動し現在に至っています。

【現状と課題】

リサイクルプラザは、次のとおりです。

所在地	: 室蘭市石川町20番地3(エコロパ西いぶり内)
開館時間	: 10:00~17:00
休館日	: 毎週水曜日(水曜日が休日の場合は土日祝日を除く次の開館日) 12月31日~1月5日
工事費	: 894,600千円
建築規模	: 工場エリア(1,888㎡)・プラザエリア(1,144㎡)
処理能力	: 12.4t/日 (空き缶:3.5t/日、ガラスびん:5.5t/日、ペットボトル:3.4t/日)
処理対象物	: 資源ごみ(空き缶・ガラスびん・ペットボトル)
処理方式	: 空き缶 : 機械選別・圧縮成型、 ガラスびん : 手選別、 ペットボトル: 手選別・圧縮梱包
プラザエリア	: 補修室、クラフト室、展示コーナー、工房、情報コーナー、 多目的コーナー

※ 設置場所の関係から、利用者拡大が課題となっています。

【今後の方向性】

・利用者拡大

構成市町及び指定管理者と連携してプラザ機能での利用者拡大に努めます。

・適正な管理運営

必要な保守点検等を行い、万全の安全対策のもと施設を適正に管理・運営します。

(5) 共同電算センターの設置、管理及び運営に関すること。

【経緯】

現在、構成団体及び登別市はそれぞれ独自に電算業務を展開していますが、頻繁に行われる税、福祉、医療などの制度改正に係る電算処理経費の増大、電子自治体に向けた電子申請、電子納付の導入などによる行政サービスの拡大、職員縮減等に対応するための業務の標準化やスリム化の推進など、各まちに共通した課題があり、コスト軽減、業務効率向上等の面から、電算業務について登別市を含めた広域連携の必要性について検討することが合意され、各まちの電算業務実態・課題の把握、共同電算のメリット等費用対効果の把握を行うため、基本調査を実施しました。

基本調査の結果を受け協議を重ねた結果、広域連合が実施主体となり共同電算の事務を実施することについて合意がなされ、登別市の参加を得て平成20年1月より稼働を目指すものです。

【現状と課題】

現状調査の結果から、各まちの現状及び抱えている主な課題が、次のとおり整理されました。

- ・コストの面から「維持管理費が高い」「今後も新たな費用増の可能性大」
- ・ヒトの面から「人材育成・確保が困難であり運用できる人材が限られている」「各部門での運用業務量が多い」
- ・モノの面から「災害に強く高セキュリティが確保できる場所がない」「システムの法改正対応に苦慮する」「新たなシステム・サービスの拡充が必要」「端末の陳腐化が進む」
- ・業務の面から「運用業務・事務が非効率」

【今後の方向性】

- ・電算業務の共同処理によりコストの削減に努めます。
- ・電子行政システムの共同利用による電子自治体の実現を目指します。
- ・業務の標準化・共通化により簡素な業務処理の実現を目指します。
- ・共同電算の実現により地域の活性化を図ります。

(6) 広域行政の振興及び課題の調査研究並びに連絡調整に関すること。

【経緯】

共同電算事務の実施により、広域連合の構成市町が西胆振圏域6市町となったことによって、広域にわたる総合的な計画の策定や圏域の振興に係る連絡調整、事業実施を行う広域行政機構として設置されていた西胆振広域圏振興協議会と広域連合の構成市町が同一となり、広域行政圏機能を担う同一構成の組織が二つあるという状況になりました。

このため、広域行政機構の効率化及び充実強化を図る観点から、西胆振広域圏振興協議会を廃止し、当該協議会が担っていた事務を広域連合の事務で処理しようとするとともに、従来の広域的連携課題の調査研究も取り込み、共同処理業務としたものであります。

【現状と課題】

西胆振広域圏振興協議会が策定した「第5次西胆振広域市町村圏計画」は、その計画期間を平成29年度までとしておりますが、平成20年度において国から示された新たな広域振興施策である定住自立圏構想との関係などから、当該計画に係る実施計画は、策定しないこととしました。

今後、国や北海道での広域振興施策の方向を見据え、圏域における高度な行政サービスを効果的に実施していくための方策等について検討していく必要があります。

【今後の方向性】

広域振興事務として、広域連合及び構成市町との適切な機能分担及び連携を図り、圏域全体の共通課題への取組みと新たな施策の検討など地域の特性を生かした地域振興に取り組んでいきます。